

輸出入通関手続の電子化について

通関関係書類の電子化・ペーパレス化への取組み

税關司門
第1部門 総括通關部業務部

税関の3つの使命

- * **安全・安心な社会の実現**

薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の密輸出入の阻止を図り、安全安心な社会の実現を目指す。

- * **適正かつ公平な関税等の徴収**

日本の国税収入の1割超を徴収する歳入官庁として、適正かつ公平に関税等を徴収する。

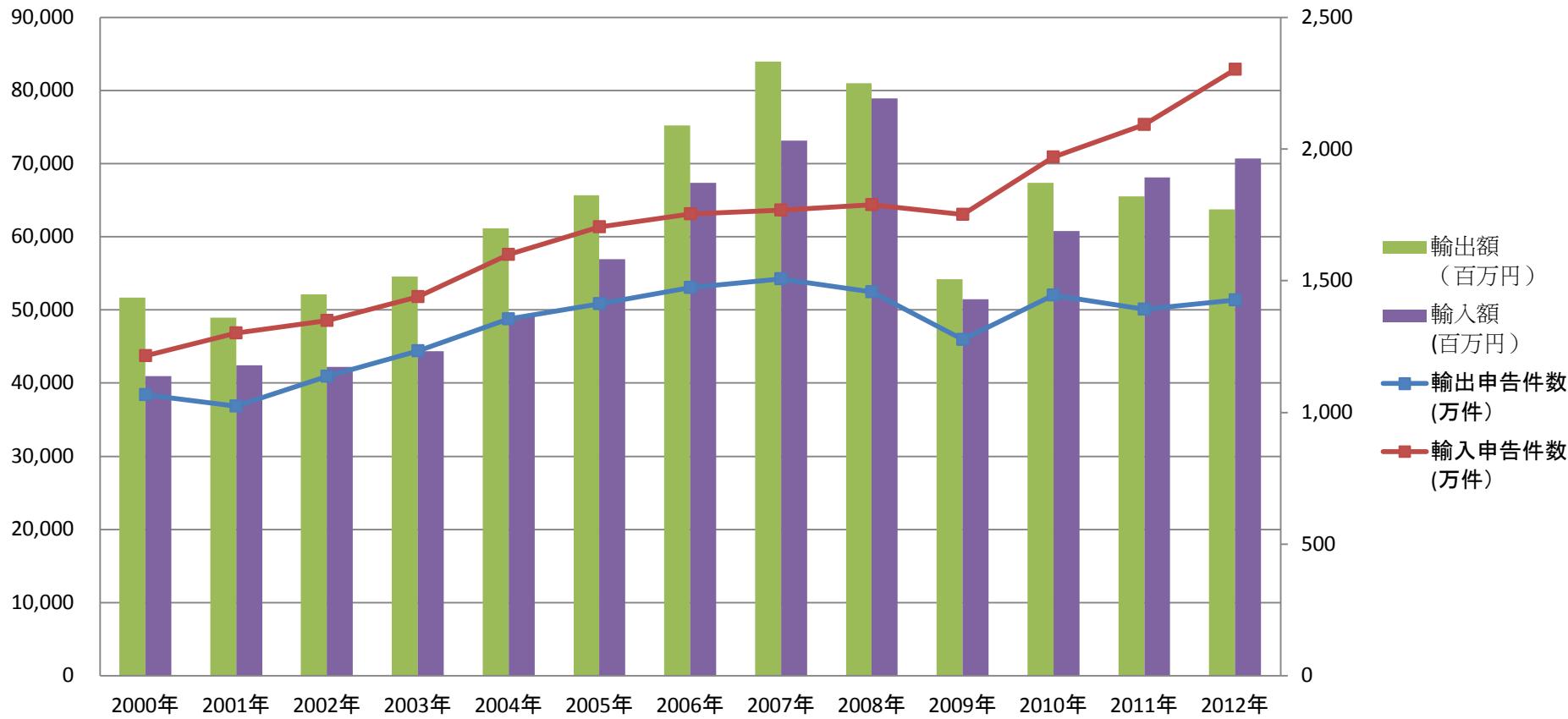
- * **貿易の円滑化**

輸出入通関手続きやシステム運用等の改善を行うなど、利用者の利便性の向上等を通じた貿易の円滑化に取組む。

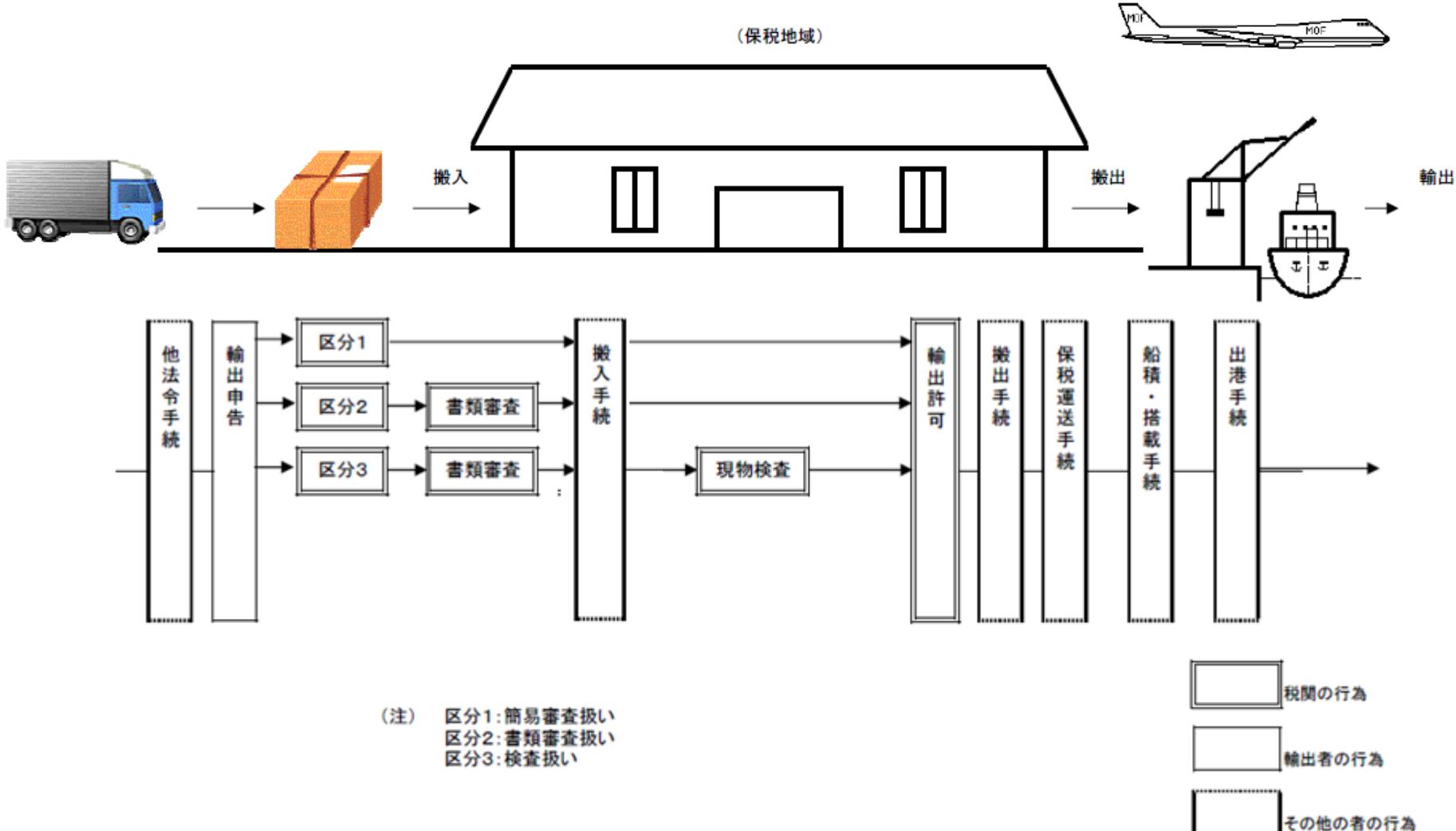
輸出入貿易額と輸出入申告件数の推移

貿易額(十億円)

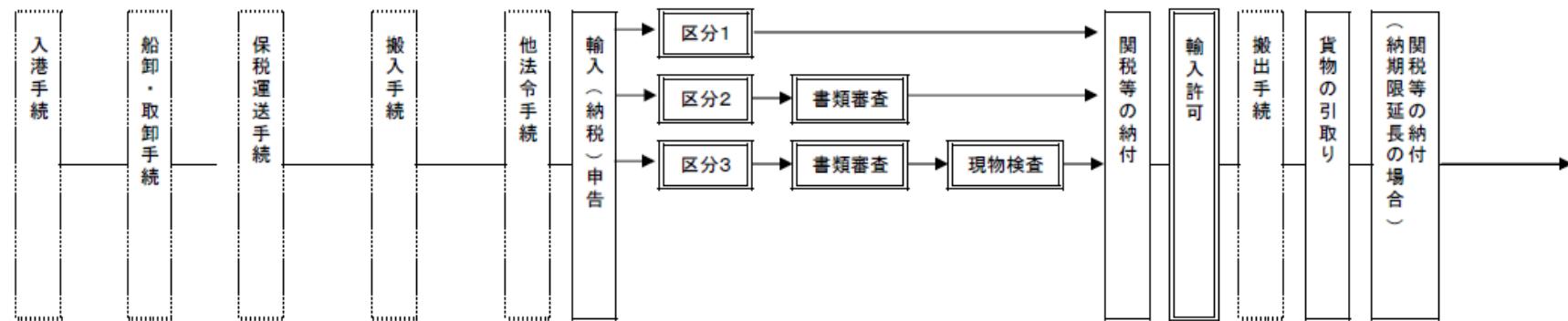
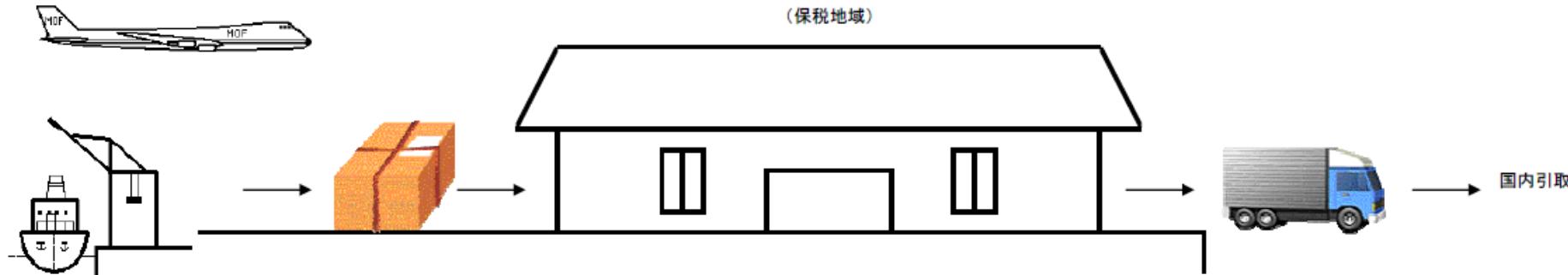
申告件数(万件)



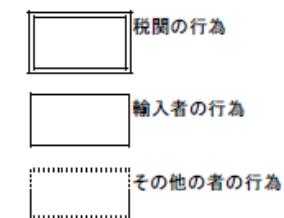
基本的な輸出通関の流れ (NACCS利用)



基本的な輸入通関の流れ (NACCS利用)



(注) 区分1:簡易審査扱い
区分2:書類審査扱い
区分3:検査扱い

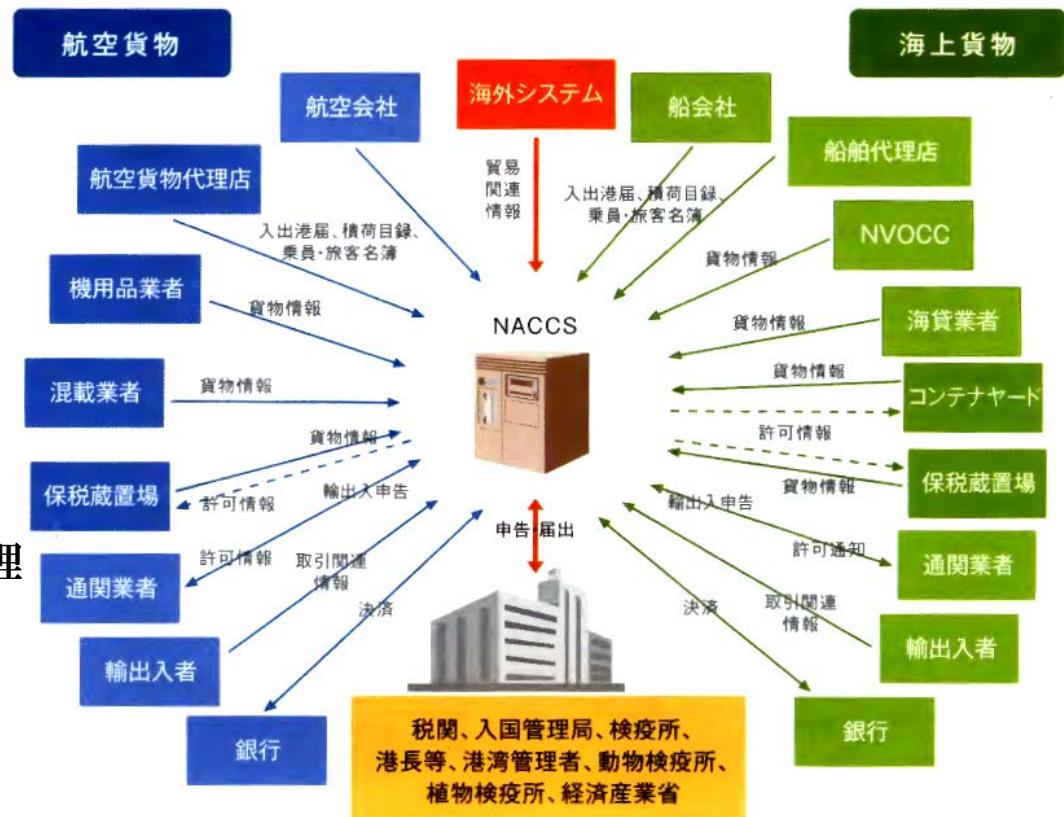


輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS) (ITを活用した通関手続きの迅速化)

* 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)

(Nippon Automated Cargo and port Consolidated System)

- ・ 官民共同システムで適正・迅速な通関処理等を実現
- ・ 利用者間の情報共有
- ・ 輸出入申告の約98%を電子的に処理



窓口電子申告

(税関の窓口電子申告端末から電子的に輸出入申告が可能)

* 税関に窓口電子申告端末を設置

※ 門司税関設置官署 :

門司税関業務部、田野浦出張所、下関税関支署、博多税関支署、福岡空港税関支署

● 窓口電子申告のメリット(輸出入申告を書面で行う場合との比較)

① 税額の計算が自動的に行われます。

税関の窓口の専用端末に、税番（品目コード）や取引価格等の必要事項を入力することで、税額計算が自動的に行われます。

② 繰り返し輸出入申告をする方に便利です。

申告した情報をUSBメモリ等に保存し再利用すれば、入力が簡単になります。

※USBメモリ等（カードリーダー等を含む）は各自でご用意下さい。

③ ATMやモバイルバンキング等からも納税可能です。

金融機関の窓口における現金による納税の手続の他、税関職員から手渡される納付番号通知書をもとに、ATM、モバイルバンキングやインターネットバンキングで納税することもできます。

リアルタイム口座振替方式(ダイレクト方式)の利点(参考)

* NACCS専用口座との比較

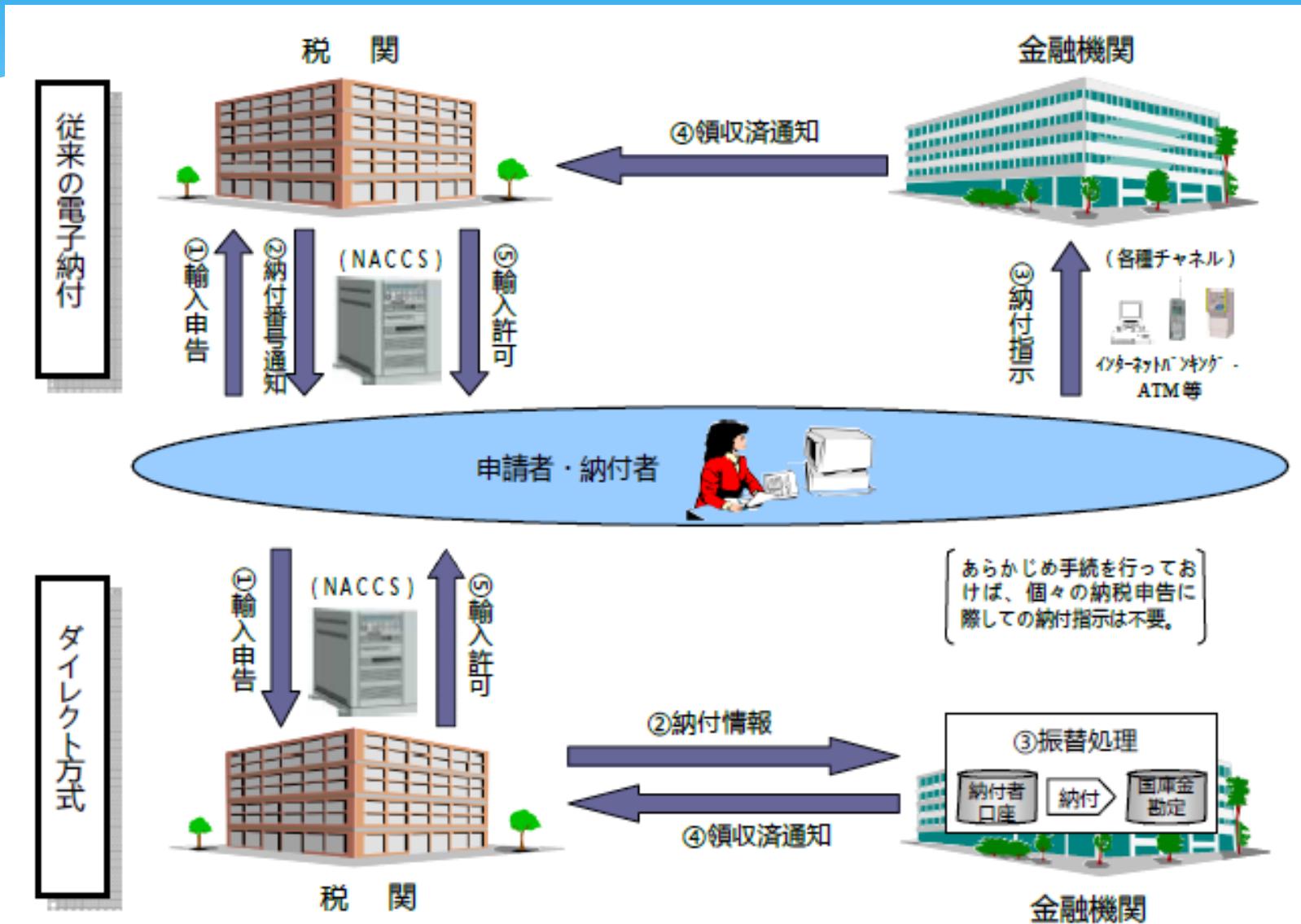
- ・ 対応金融機関に普通口座・当座預金口座があれば、別途口座を開設する必要なし。
- ・ 残高不足の際、リアルタイム口座振替方式は一般口座を利用するため、積み増しを行えば、直ちに納付が可能となる。
(NACCS専用口座は翌日反映)
- ・ 普通口座・当座預金口座を利用するため、預金の引き出しが可能です。
(NACCS専用口座は引き出し不可)

* マルチペイメントネットワーク(MPN)との比較

- ・ 自動的に納付手続きが行われるため、MPN納付を利用した納付のように個々の申告の都度、納付指示を行う必要がない。

※ イメージ図を別掲。

ダイレクト方式とMNP方式の比較(イメージ図)(参考)



通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み (全体像)

目標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
⇒ 通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続き全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒ 民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成25年度(2013年度)のNACCS等の更新時までの取組み

- 通関関係書類の簡素化
- NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出
- NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進

平成29年度(2017年度)の次期NACCS等の稼動時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
- 民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携(海上運送状、保険明細書等)
- 通関手続きに係る電子手続きの原則化

通関関係書類の電子化・ペーパレス化に向けた取組み (平成25年度のNACCS等の更新時までの取組み)

- * 通関関係書類の簡素化
 - ⇒ 簡易審査扱い(区分1)とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略(平成24年7月実施)
- * NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出
 - ⇒ PDF等の電磁的記録で提出することが可能(平成25年10月13日実施)
- * NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進
 - ⇒ 企業・関係業界等へのセールス
 - ⇒ 電子インボイス業務の改善(桁数・欄数の増加等)

NACCSの電子インボイス業務の概要

- 電子インボイス業務は、輸出入申告に必要なインボイス情報及び包装明細書情報を電子的に提出することを可能とするもの。

INVOICE Date---- No. ----			
SOLD BY ORDER----- ABC Trading Co. Ltd. Address Country Shipped per From --- To ---		Order No----- Contact L/C -----	
Description of Goods	Q'TY	Unit Price	Amount
Cotton T-shirt Red	100	4	400
Cotton T-shirt Black	200	4	800
Polyester T-shirt Red	100	1	100
Polyester T-shirt Black	100	1	100
Cotton knitted Shawl	100	2	200
Cotton Singlet White	100	4	400
No. Package: 5 Gross Weight: 50kg Country of Origin: XXX B/L: NU9878 signed by			
XYZ APPAREL Address, Tel	Total (FOB)	USD 2000	
	Insurance	USD 100	
	Freight	USD 200	
	Total (CIF)	USD 2300	

NACCSへの登録		
HS	品名	自動計算 金額
6109.10 ***	Cotton Knitted T shirts & Singlet	1840
6109.90 ***	Polyester Knitted T shirts	230
6117.10 ***	Knitted Shawls	230
合計(CIF価格)		2300

通関業者等が輸出入申告を行う際にそのまま利用可能

輸入申告書		
HS	品名	金額
6109.10 ***	Cotton Knitted T shirts & Singlet	1840
6109.90 ***	Polyester Knitted T shirts	230
6117.10 ***	Knitted Shawls	230
合計(CIF価格)		2300

通関関係書類の電子化・ペーパレス化に向けた取組み (平成29年度の次期NACCS等の稼動時までの取組み)

- * 他法令手続き等の電子化の推進
- * 民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携(海上運送状、保険明細書等)
- * 通関手続きに係る電子手続きの原則化

通関手続きを取り巻く環境の変化

通関手続きを取り巻く環境の変化

- 貿易量の増加
- 通関手続きの電子化
- 通関関係書類の電子化・ペーパレス化

通関手続きの変遷

- AEO制度の利用向上(平成18年～)
- 申告官署の選択制導入(平成22年～)
- 保税搬入原則の見直し(平成23年～)
- 24時間開庁官署の拡大(順次)

今後の通関手続きのあり方(基本方針)

- 日本の国際競争力を高めるため、更なる貿易円滑化を図る必要
- 貿易量の増加に対応するため、通関手続きの更なる効率化・迅速化を図る必要
- 通関手続きの電子化及び通関関係書類の電子化・ペーパレス化の促進

通関手続きの見直しに向けた検討

- ★ 通関手続きの原則電子化を踏まえ、通関関係書類の電子化・ペーパレス化を前提として、輸出入申告官署のあり方について検討
- ★ 通関手続きの効率化・迅速化を図るため、NACCSを利用した輸出入申告の24時間化に向けた検討

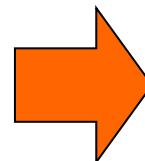
通関関係書類の簡素化の概要

(平成24年7月)

* 区分1に係る通関関係書類の提出省略

【平成24年6月以前】

輸出入の申告後、3日以内に通関関係書類を税関に提出



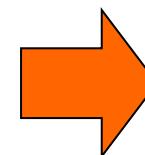
【平成24年7月以降】

原則、提出省略

* 仕入書の取扱い

【平成24年6月以前】

輸出入申告に際しては、原則として仕入書を税関に提出しなければならない。
(関税法第68条第1項)



【平成24年7月以降】

税関長が輸出入の許可のために必要があるとき(区分2又は区分3となつた場合)に仕入書の提出を求めることができるとする。

輸出入者に対する帳簿書類の保存義務

* 輸出に係る帳簿書類等

① 帳簿の備付け

記載事項:品名、数量、価格、仕向人氏名等 保存期間:5年

② 書類の保存

書類の内容:仕入書等 保存期間:5年

③ 電子取引の取引情報に係る電子データの保存

データの内容:電子取引の取引情報 保存期間:5年

* 輸入に係る帳簿書類等

① 帳簿の備付け

記載事項:品名、数量、価格、仕出入人氏名等 保存期間:7年

② 書類の保存

書類の内容:仕入書等 保存期間:5年(帳簿に代えて保存:7年)

③ 電子取引の取引情報に係る電子データの保存

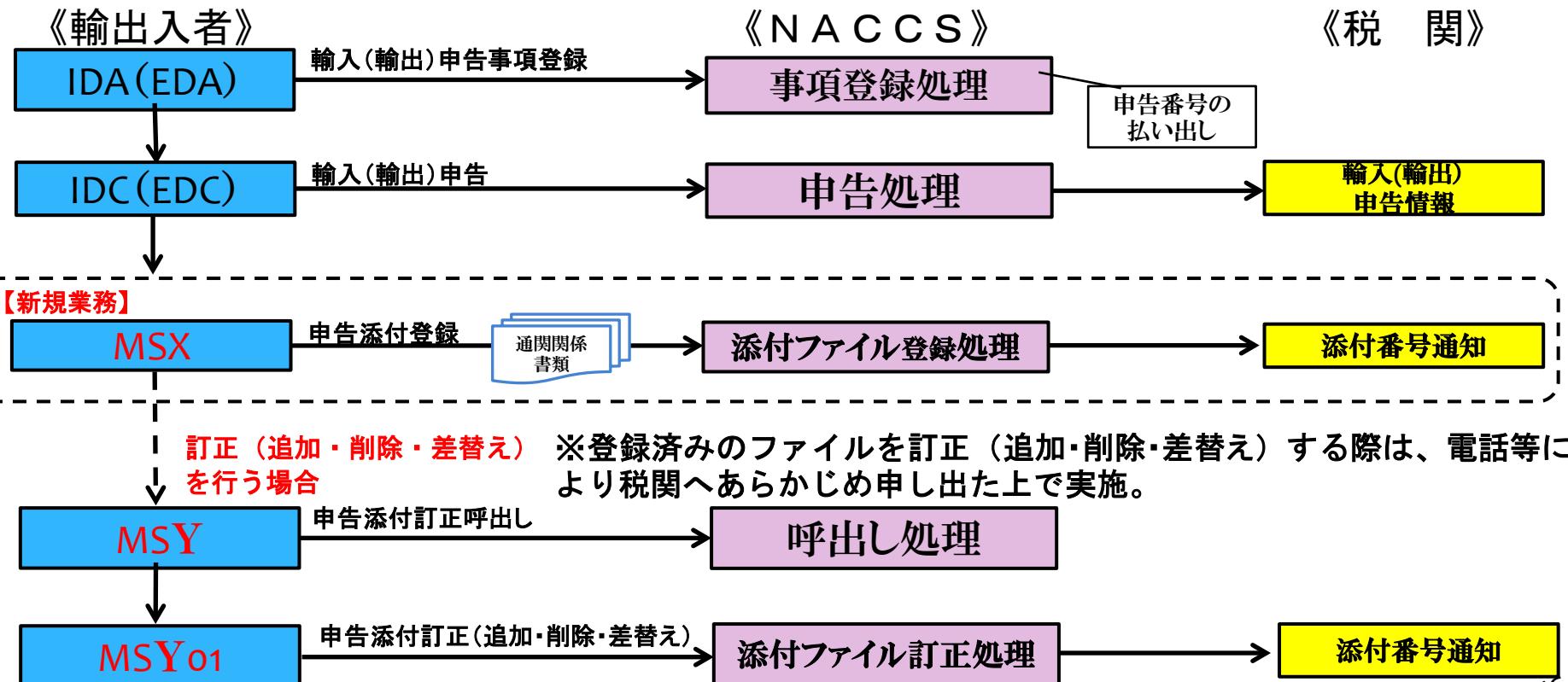
データの内容:電子取引の取引情報 保存期間:5年

通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要 (電磁的記録による提出のイメージ)

1. 電磁的記録による提出のイメージ



2. 業務フローイメージ



通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要 (申告添付登録業務(MSX)に係る運用①)

* 添付容量及び提出可能な電子ファイル等

- ① 電磁的記録とは、関税法第15条第14項に規定する電子データをいう。
電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- ② 添付可能なファイルはPDF形式、Word形式、Excel形式、TIFF形式、JPEG形式、BITMAP形式、GIF形式、TEXT形式及びXML形式
(マクロ付、ZIP、JET、HTMLはセキュリティ上添付不可。)
- ③ 1回の申告添付登録あたり、ファイル数は最大10ファイルであり、1ファイルの最大容量は最大500KB、合計容量は最大3MB
- ④ 提出される書類の解像度は、200dpi以上とし、白黒のファイルでの提出が可能

通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要 (申告添付登録業務(MSX)に係る運用②)

* 書類の提出方法等

- ① 1申告ごとに、電磁的記録による提出、又は書類(紙)による窓口への提出のどちらかの方法を選択し提出
- ② 1申告につき1回のみ申告添付登録業務(MSX)を行うことが可能
(申告添付訂正業務(MSY01)により追加・削除・差替えは、都度可能)
- ③ 税関の開庁時間外であっても、申告添付登録業務(MSX)を行うことを可能
(開庁時間外の事務の執行を求める届出書の提出は不要。)
- ④ 申告添付登録業務(MSX)により通関関係書類がNACCSに登録された時が、税関へ書類を提出した時期
ただし、開庁時間外に申告添付登録業務(MSX)を行った場合は、翌開庁日の開始時間が税関へ書類を提出した時期
- ⑤ 申告添付登録業務(MSX)は、輸入(輸出)申告(IDC(EDC))を行った後

通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要 (申告添付登録業務(MSX)に係る運用③)

* 書類の提出方法等(つづき)

- ⑥ 予備申告は、予備申告(IDC)を行った後、本申告を行う前までに申告添付登録業務(MSX)を行う。
- ⑦ 申告添付登録業務(MSX)は、輸出入申告の日から3日以内に行う。
ただし、簡易審査扱い(区分1)であって書類の提出が必要な場合は、許可後3日以内に行う。
- ⑧ 申告添付登録業務(MSX)を利用して税関へ提出した書類は、NACCSにより原本保存が行われるため、輸出入者における当該書類(原本)の保存は不要
- ⑨ 書類を提出する際には、提出する書類区分を設け、以下の4つのパターンを基本
 - イ 書類区分ごとに分けてそれぞれ提出。この場合、書類区分ごとの複数ファイルにより提出
 - ロ インボイス「IV」とその他の書類「OT」の2種類のファイルにより提出
 - ハ 船荷証券・航空運送状「BL」とその他の書類「OT」の2種類のファイルにより提出
 - ニ 全ての書類を1つのファイルにまとめて「AL」として提出
- ⑩ 商品説明書やカタログなどの原本保存を要しない参考資料は、MSB業務(最大3MBまで送信可)を利用して提出することも可能

通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要 (申告添付登録業務(MSX)に係る運用④)

- * **原本性の確認が必要な書類及び
通関数量等の裏落しを必要とする書類等**
1. 輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は
提示する必要があるもの
 2. 輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要
があるもの
- ※ 詳しくは、税関HP「通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A No.49」参照
「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の
取扱いについて (平成25年10月掲載)

通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要 (申告添付登録業務(MSX)に係る運用⑤)

* 申告控に新たな区分の表示(予定)

原本性を確認する必要がある書類を税関の窓口に書面(紙)で提出する必要があるか否かを判別できるよう申告控に新たな区分(例えば、「G1」、「G2」、「G3」)を表示させること、及び管理資料の配信を検討中。

(注) 区分1については、3パターンの識別となる(予定)。

通関関係書類の提出を省略する「1」

提出が必要であり電磁的記録による提出を可能とする「1Y」

提出が必要であり電磁的記録による提出を可能とするが原本の提出も必要な「G1」

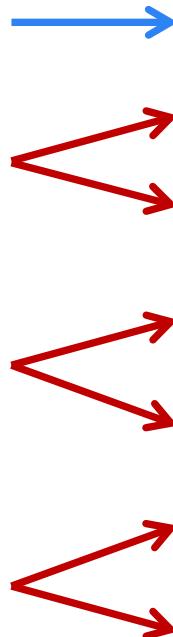
なお、「1Y」及び「G1」であって、電磁的記録により書類を提出した場合は、NACCSにより原本保存が行われる。

通関関係書類の提出略図

(申告控に新たな区分の表示(予定)された場合)

【現状】

区分	表示	通関関係書類の提出
区分1	1	提出省略
	1Y	書類の提出が必要であり電磁的記録による提出が可能 また、原本の提出が必要なものも含まれる。
区分2	2	書類の提出が必要であり電磁的記録による提出が可能 また、原本の提出が必要なものも含まれる。
	3	書類の提出が必要であり電磁的記録による提出が可能 また、原本の提出が必要なものも含まれる。



【申告控に新たな区分の表示をした場合(予定)】

表示	通関関係書類の提出
1	提出省略
1Y	書類の提出が必要であり電磁的記録による提出が可能
G1	提出が必要であり電磁的記録による提出が可能であるが、原本の提出も必要
2	書類の提出が必要であり電磁的記録による提出が可能
G2	提出が必要であり電磁的記録による提出が可能であるが、原本の提出も必要
3	書類の提出が必要であり電磁的記録による提出が可能
G3	提出が必要であり電磁的記録による提出が可能であるが、原本の提出も必要

※ 区分にかかわらず、MSX(申告添付登録)で提出することは認められず、通関関係書類(インボイス等)も含めて書面による提出が必要なもの(申告)があります。

詳しくは、税関HP「通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A No.63」参照
「(別紙)電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関系手続き一覧」(平成25年10月掲載)